**解散公告**

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
熊本県玉名市高瀬五〇八番地
有限会社ハピランド
清算人　福島　英子

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
熊本県荒尾市上井手八五二番地六
有限会社高本工業
清算人　高本　勝

**解散公告**

当法人は、平成二十八年二月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
熊本県球磨郡多良木町久米四三三番地
ＮＰＯ法人水生き粋きネットワーク
清算人　那須　衛

**解散公告**

当法人は、平成二十八年九月九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
大分県日田市大字有田三四一番地二
特定非営利活動法人ほっかぽっか
清算人　松本　安美

**解散公告**

当社は、平成二十八年九月十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
沖縄県那覇市牧志二丁目三番二二号　高良産業ビル二Ｆ
有限会社コマンドー
清算人　玉城　耕作

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
沖縄県那覇市古波蔵四丁目七番二八号
有限会社禁煙青空研究所
代表清算人　仲井間憲昭

**解散公告（第一回）**

当土地改良区は、平成二十七年六月七日開催の臨時総会の決議により、平成二十八年六月二十八日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
千葉県南房総市千倉町川口五八二
千倉町南部土地改良区
代表清算人　坂本　文藏

**解散公告（第一回）**

当基金は、平成二十八年九月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
東京都千代田区四番町五―七
東京トラック事業厚生年金基金
代表清算人　古屋　芳彦

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十八年六月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
富山市上飯野一〇番地
医療法人社団舌野産婦人科医院
清算人　舌野　靖

**解散公告（第一回）**

当基金は、平成二十八年九月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
大阪市港区弁天一丁目二番三〇―二〇三号
大阪港厚生年金基金
代表清算人　木村　純

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十八年九月二日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
広島市安佐北区落合一丁目四二番一〇号
医療法人とき皮ふ科医院
清算人　土岐　尚親

**解散公告（第三回）**

当基金は、平成二十八年九月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町一一七八番地一
新潟県病院厚生年金基金
清算人　西野　勲

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
兵庫県神崎郡市川町神崎九二　藥師寺
清算人　久司　宗浩

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十八年七月二十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
佐賀県武雄市武内町大字真手野二七〇〇三番地一
西真手野生産森林組合
清算人　池田　正澄

**解散公告（第三回）**

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十月七日
宮崎県東臼杵郡門川町東栄町三丁目六番地一四
宗教法人新生之園
清算人　門川磨智子

**配当公告**

愛知県蒲郡市西浦町的場一八番地の一
破産者　株式会社ヤマミネ工業
右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十七年（フ）第二一九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
（内優先的破産債権額
金八七、三五六、二三五円
金三、四九五、七四一円）
一、配当をすることのできる金額
金三四、〇〇六、二五八円
（内優先的破産債権額
金三、四九五、七四一円）
平成二十八年十月七日
愛知県豊橋市駅前大通一丁目二七番一ＷＡＬＬ　ＣＡＰＩＴＡＬ　ＨＩＬＬ六階
破産管財人　牧野　洋逸